

社会福祉法人白老宏友会

職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員等特定処遇改善加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（特定処遇手当）

第2条 特定処遇手当とは、福祉・介護職員等特定処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する内容は次の通りとする。

- (1) 特定処遇手当として、月額で支給する。
- (2) 支給内容については、年度毎に支給者の選考、手当額を定めるものとする。
- (3) 支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。
- (4) 支給対象職種とは、支援員・指導員・世話人等（兼務者も含む）、及びサービス管理責任者等支援業務にかかわるものをその対象とする。

<グループ1>（下記をすべて満たす者を対象とする）

- ① 勤続10年以上（当法人以外での社会福祉等勤務経験を50%換算）の者。
- ② **資格所有者**で、副主任以上の職務の者。
- ③ 本俸が8等級1号俸の俸給額未満の者。
- ④ 常勤で勤務する者（社会保険加入者）

<グループ2>（①又は②のどちらかを満たし、③④を満たす者）

- ① 副主任以上の職にあり、**資格所有者**または勤続10年以上の者。
- ② 勤続20年以上で、**資格取得者**である者。
- ③ 本俸が7級95号俸の金額を下回る者。
- ④ グループ1受給者を除く常勤で勤務する者（社会保険加入者）

<グループ3>（下記をすべて満たす者を対象とする）

- ① グループ1・2の受給者を除く
- ② 勤続10年以上の者、又は24時間型グループホームにおけるチーフ職の者。
- ③ 勤続年数が10年未満で副主任以上の者
- ④ 年収（前年度年収額）440万円未満の者。

以上の対象者に下表の内容で支給するものとする。

※**資格所有者**とは社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、サービス管理責任者のいずれかの有資格者を指す。

	7級の者	5級・6級の者	3級・4級の者	その他	
				嘱託・常勤	非常勤
グループ1	36,000	32,000	27,000		
グループ2	23,000	21,000	19,000		
グループ3				10,000	3,000

- (5) 支給対象内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (6) 年度末において加算額の内容により、国が示す加算制度の範囲で一時金を支給する場合がある
- (7) 福祉・介護職員特定処遇改善加算制度が消滅した時点で、この補足規程を終了する。
- (8) 年度途中で440万円（支給金額を含め）を超える場合は支給停止とする。

- 2 前項の規定に加えその月初めに在職する者を対象とする。しかし実働日数が10日未満のものは半額の支給とし、職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日の期間、全日数にわたって出勤しないときは特定処遇手当を支給しない。また月途中で退職となった職員についても支給しない。
- 3 理事長が必要と認めた者は、処遇手当を処遇改善加算外の予算から支給することがある。

附 則

この補足規程は、令和元年10月1日より施行する。

この補足規程は、令和2年3月18日一部改正し、令和2年4月1日より施行する。

この補足規程は、令和3年3月17日一部改正し、令和3年4月1日より施行する。

この補足規程は、令和3年12月15日一部改正し、令和3年4月1日より遡及して施行する。

この補足規程は、令和4年3月16日一部改正し、令和4年4月1日より施行する。